

①

議 案 書

教育委員会
令和 8 年 4 月定例会

議 事 日 程

日 程	1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程	2	第12号報告 …… 長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について	P 4～6
日 程	3	第13号報告 …… 長崎市図書館運営協議会の審議結果について	P 7～10
日 程	4	第14号報告 …… 第37期長崎市社会教育委員会議からの答申について	P 11～13
日 程	5	第29号議案 …… 第38期長崎市社会教育委員会議への諮問について	P 14～17
日 程	6	第30号議案 …… 長崎市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	P 18～20
日 程	7	第31号議案 …… 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則	P 21～25
日 程	8	第32号議案 …… 日吉自然の家指定管理者候補者選定審査会委員の委嘱について	P 26～28
日 程	9	第33号議案 …… 長崎市公民館運営審議会委員の委嘱について	P 29～33
日 程	10	第15号報告 …… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（教職員の人事について）	別 冊
日 程	11	第16号報告 …… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（職員の人事について）	別 冊

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和 8 年 2 月 5 日 定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和 8 年 2 月 2 5 日 臨時会議事録案 . . . 別 添

第 1 2 号 報 告

長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について

令和 8 年 3 月 2 6 日に開催した長崎市出島史跡整備審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 8 年 4 月 2 4 日 提 出

長崎市出島史跡整備審議会
会 長 姫 野 順 一

理 由

長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について、長崎市出島史跡整備審議会規則第 1 0 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

第30回 長崎市出島史跡整備審議会 審議結果

1 日時 令和8年3月26日(木) 14:00～16:00

2 場所 長崎市役所9階中会議室

3 出席者 委員 23名中 17名出席
事務局 9名出席

4 報告事項

- (1) 第IV期復元整備事業について
- (2) 建造物の修理事業について
- (3) 総括報告書の作成について
- (4) 東側の整備に関する提言について
- (5) 石垣カルテの作成について
- (6) その他 事業報告

5 審議事項

- (1) 史跡「出島和蘭商館跡」の保護に関する提言

「 参 照 」

○長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第 2 条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）

は、別表第 1 のとおり附属機関を設置する。

〔 以下、略 〕

別表第 1 （第 2 条関係）

附属機関の属する 執行機関等	名称	担 任 事 務
〔 中 略 〕		
教育委員会	長崎市出島史跡整備審議会	出島和蘭商館跡の整備に 関する重要事項の調査審 議に関すること。
〔 以下、略 〕		

○長崎市出島史跡整備審議会規則（抜粋）

（結果報告）

第 1 0 条 会長は、審議を終わったときは、速やかにその結果を教育委員
会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 1 3 号 報 告

長崎市図書館運営協議会の審議結果について

令和 8 年 3 月 1 6 日に開催した長崎市図書館運営協議会の審議結果は、
別紙のとおりです。

令和 8 年 4 月 2 4 日 提 出

長崎市図書館運営協議会

会 長 黒 木 香

理 由

長崎市図書館運営協議会の審議結果について、長崎市図書館条例施行規
則第 4 1 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市図書館運営協議会の審査結果

- 1 日 時 令和8年3月16日(月) 10:00～12:00
- 2 場 所 長崎市立図書館3階 会議室
- 3 出席者 委員 10人中7人出席
事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、同課係長、
同課職員2人
指定管理者 市立図書館長、同副館長2人

4 審議概要

- (1) 令和7年度事業実績について（令和7年7月～令和8年1月）
- (2) 令和8年度事業計画について
- (3) 主な施設整備について

5 主な意見

- (1) ネーミングライツに関する意見については、図書館ではなく市役所で対応すべきではないか。また、ホームページの説明などで市民の理解を得られるよう工夫をしないといいのではないか。
- (2) 点字ブロックが閲覧室の中まで繋がっていない部分は、整備が必要ではないか。
- (3) カスタマーハラスメントについて、ガイドラインの作成や職員のメンタル面のサポートなどの対策が必要ではないか。
- (4) 市立図書館のホームページのQ&Aは硬い印象を受ける。単なるルールの説明ではなく、よくある質問について柔らかい表現で説明するなどの工夫をすると、口頭や電話での質問や苦情が少なくなり職員も楽になるのではないか。
- (5) ふれあいセンター等の図書室を担当する職員と図書館職員の共通

理解を図るため、研修の場を設けてほしい。

「 参 照 」

○ 長崎市図書館条例（抜粋）

（図書館運営協議会の設置）

第 1 9 条 図書館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市図書館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第 4 1 条 条例第 1 9 条に規定する長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 1 4 号報告

第 3 7 期長崎市社会教育委員会議からの答申について

教育委員会からの諮問事項「地域でつながる社会教育の展開について」の答申は、別紙のとおりです。

令和 8 年 4 月 2 4 日提出

長崎市社会教育委員会議

議 長 塩 月 悠

理 由

第 3 7 期長崎市社会教育委員会議からの答申について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別 紙」

長崎市社会教育委員会議の答申提出について

1 日 時 令和8年3月19日

2 場 所 長崎市教育委員会教育長室

3 出席者 委 員 9人中3人出席

教育長 教育総務部長

事務局 生涯学習企画課 課長、係長、職員

4 答 申 第37期（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

長崎市社会教育委員会議においては、教育委員会からの諮問事項「地域でつながる社会教育の展開について」を受けて、社会教育委員それぞれの立場から意見を出し合い、答申として取りまとめがなされた。

5 詳細内容 別添のとおり

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

2 教育長は、前項の規定により委任された事項のうち、重要と認められるものについては、その事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 29 号議案

第 38 期長崎市社会教育委員会議への諮問について

長崎市社会教育委員会議に別紙のとおり諮問する。

令和 8 年 4 月 24 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号の規定にかかると、社会教育委員への諮問事項について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 5 条の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別 紙」

長教生 第 号
令和 年 月 日

長崎市社会教育委員会議
議長 様

長崎市教育委員会
教育長 西本 徳明

第38期社会教育委員会への諮問について

このことについて、社会教育法第17条第1項第2号の規定にかかる諮問事項について貴会議の意見を求めます。

記

1 長崎市社会教育委員会協議テーマ

「こども・若者から高齢者まで多世代が参画し、交流できる
社会教育の推進をめざして」

1 協議テーマ設定理由

第37期（令和6～7年度）の社会教育委員会議では、「地域でつながる社会教育の展開について」の諮問に対し、多様化した社会の複合的な要因により地域のつながりが希薄化する中、社会教育が地域コミュニティの再生と発展に寄与する重要性が示された。特に、次代を担うこどもや若者が地域活動へ参画することは、持続可能な地域づくりの足掛かりとして不可欠である。しかし、現状では、少子化やライフスタイルの変化により、こどもや若者の多忙化や行事・イベント等への参加率の低下という課題がある。

一方で、地域のつながりが強い市内各地のコミュニティ連絡協議会やコミュニティスクールなどでは、こどもの視点から地域をより良くするための提案がされていることや、大人（保護者を含む）がこどもの提案を実現するために動いている事例を確認することができた。このことから、こどもや保護者などの若い世代が地域の課題を解決するために関わることは地域住民のつながりにとって重要であると認識するとともに、前期の会議においても、こどもや若者が主体的に参加できる仕組みや多世代交流の取組内容について多くの話題になっていた。

これらを踏まえ、本期においては、こどもから高齢者まで全ての世代が学び手・教え手として社会教育に参画し、交流することに焦点を当てる。

こどもや若者が主体的に参加できる取り組みの検討や、多世代で一緒に地域の課題解決に取り組むことで、地域コミュニティの再生と発展の基盤となる社会教育の展開について考えていくために、本テーマを設定するもの。

「 参 照 」

○社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

〔 以下、略 〕

○長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長の専決の例外）

第 5 条 教育長は、委任された事務又は前条各号の規定により専決する事務について、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、教育委員会の決定を経なければならない。

〔 以下、略 〕

第 3 0 号議案

長崎市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会公告式規則（昭和 3 1 年長崎市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

第 4 条 前 2 条の公布又は公表は、市のホームページに設置した電子掲示場（以下この規則において「電子掲示場」という。）に掲示して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により電子掲示場への掲示ができなくなったときは、市役所前の掲示場に掲示して行うことができる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により電子掲示場に掲示を行うときは、併せて、市役所に設置した電子計算機の映像面で電子掲示場の閲覧をすることができる措置をとるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市教育委員会公告式規則の規定は、施行の日以後にする公布又は公表について適用する。

令和 8 年 4 月 2 4 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

市民等の利便性の向上及び職員の事務の効率化を図るため、規則の公布、規程等の公表の方法を見直したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会公告式規則 新旧対照表 . . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 3 1 号議案

長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則（平成 1 6 年長崎市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市香焼学校給食共同調理場の項、長崎市伊王島学校給食共同調理場の項及び長崎市三和学校給食共同調理場の項を削り、同表中

「

長崎市北部学校給食センター	式見小学校、城山小学校、西城山小学校、西町小学校、滑石小学校、西浦上小学校、高尾小学校、坂本小学校、大園小学校、三原小学校、北陽小学校、三重小学校、女の都小学校、横尾小学校、小江原小学校、虹が丘小学校、西山台小学校、鳴見台小学校、桜が丘小学校、神浦小学校、外海黒崎小学校、西浦上中学校、滑石中学校、横尾中学校、小江原中学校、琴海中学校、外海中学校
---------------	---

を

」

「

長崎市北部学校給食センター	式見小学校、福田小学校、西城山小学校、西町小学校、滑石小学校、大園小学校、北陽小学校、三重小学校、畝刈小学校、横尾小学校、小江原小学校、虹が丘小学校、鳴見台小学校、桜が丘小学校、神浦小学校、外海黒崎小学校、形上小学校、長浦小学校、村松小学校、福田中学校、緑が丘中学校、岩屋中学校、滑石中学校、三重中学校、横尾中学校、小江原中学校、琴海中学校、外海中学校
---------------	--

に

」

改め、同表に次のように加える。

長崎市中部学校給食センター	戸石小学校、古賀小学校、矢上小学校、日見小学校、諏訪小学校、桜町小学校、西坂小学校、小島小学校、愛宕小学校、仁田佐古小学校、大浦小学校、飽浦小学校、朝日小学校、稲佐小学校、城山小学校、西北小学校、
---------------	--

	<p>西浦上小学校、高尾小学校、山里小学校、坂本小学校、銭座小学校、三原小学校、女の都小学校、西山台小学校、橘小学校、高城台小学校、東長崎中学校、日見中学校、桜馬場中学校、長崎中学校、丸尾中学校、淵中学校、西浦上中学校、山里中学校、橘中学校、三川中学校</p>
<p>長崎市南部学校給食センター</p>	<p>茂木小学校、小ヶ倉小学校、土井首小学校、深堀小学校、南陽小学校、南長崎小学校、香焼小学校、伊王島小学校、蚊焼小学校、為石小学校、晴海台小学校、川原小学校、小島中学校、茂木中学校、大浦中学校、梅香崎中学校、戸町中学校、土井首中学校、深堀中学校、小ヶ倉中学校、香焼中学校、伊王島中学校、三和中学校</p>

第2条 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の表長崎市南部学校給食センターの項中「、大浦中学校」を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は令和8年8月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行する。

令和8年4月24日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

川平町地内及び香焼町地内にそれぞれ建設中の共同調理場が近く完成するのに伴い、それぞれの対象となる学校を定める必要があるのと、施設の老朽化の状況等を勘案し、長崎市香焼学校給食共同調理場、長崎市伊王島学校給食共同調理場及び長崎市三和学校給食共同調理場を廃止するため、また、大浦中学校を廃止することに伴い、対象校から削除する必要があるため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則新旧対照表 . . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕